

令和元年度 第3回 宗像市保健福祉審議会議事録（要旨）

日 時：令和元年11月28日（木）

19時00分～20時30分

場 所：市役所北館2階 202会議室

出席委員：鬼崎会長、岡山副会長、安東委員、大隅委員、大坪委員、椛田委員、坂梨委員、柴田委員、中谷委員、樋口委員、飛鷹委員、前村委員、松倉委員、山下委員

事務局：【健康福祉部長】北原部長 【保険医療担当部長】衣笠部長
【福祉課】恵谷課長、甲斐田係長、田畑係長、溝俣係長、大谷企画主査
【介護保険課】吉武課長 【高齢者支援課】早川課長、山口参事
【健康課】林田課長、西川参事、花田主幹、上田企画主査、小原主事
【人事課】高崎課長 【コミュニティ協働推進課】中野課長
【文化スポーツ課】八木課長 【男女共同参画推進課】萩野係長
【建築課】楠課長 【教育政策課】中野課長
【子ども育成課】本田課長 【子ども支援課】高倉課長、有吉主幹、姫野係長
【子ども家庭課】早川課長、山本係長

【開会】（19:00）

1 開会あいさつ

（鬼崎会長 挨拶）

2 議事録（議事要旨）署名委員の指名

（椛田委員と坂梨委員が署名委員として指名され、本人承諾）

3 前回（第2回保健福祉審議会）の確認

事務局：（健康課から説明）

会 長： 質疑、意見等あれば、発言してほしい。

（質疑等なし）

4 報告事項

事務局：（前回審議会での各委員からのご意見に対して、健康課から説明）

会 長： 質疑、意見等あれば、発言してほしい。

（質疑等なし）

5 審議事項

第4次宗像市保健福祉計画について

①基本計画第4章「障がい者福祉の推進」について

事務局：（健康課から説明）

会 長： 質疑、意見等あれば、発言してほしい。

委 員： 一般市民から見て、全体的にわかりにくい。障がい者に対する多様なサービスがあり、利用していることはわかる。しかし、どのような効果があったかなど、具体的な例が載っておらず、わかりにくい。

事務局： この計画は、保健福祉分野の総合的な計画で、大きな方向性を示す計画である。具体的な施策の記載については、この計画では記載しないこととしているので、ご理解いただければと思う。

会 長： わかりやすい表現に努めてほしいという要望もあるので、市民の方々に理解していただけるような表現に努めてほしい。

委 員： 障がい者の福祉を推進するということは、障がい者やその家族に対してだけでなく、同じくらい市民に対する啓発も大事だと思う。例えば、資料5ページにおける市の取り組み方針の主なテーマは市民への啓発となっているので、主な対象は[障がい者のいる世帯]よりは[市民や事業者]にした方がわかりやすいのではないか。8ページも同様に、対象者は[市民や事業者]を強調したほうがいいのではないか。事業者の就労支援に対する取り組みと市民への啓発は繋がっているので、1つの取り組みを多方面から効果的に進めていくとよいのではないかと思うので、記載の検討をお願いします。

会 長： 市民に対する表現を強調したほうがいいという意見であった。

事務局： おっしゃるとおりである。

会 長： 持ち帰って、表現について検討をお願いします。

委 員： 質問に入る前に資料の確認をさせてほしい。説明のあった3-(1)は、事前の状況確認ということで、計画には反映されないということによろしいか。

事務局： 今回の審議事項に入れていない。

委員： わかった。審議については3－(3)ということで、社会福祉施策の中では、様々な相談支援や市サービスの提供が大事なところではあるが、ご意見のあったように、大前提として市民の理解があるべきだと思う。社協については、福祉教育に特に力を入れて取り組んでいる。事前の状況確認資料3－(1)4ページの主な取り組み状況のところ、3点ほど記載があるが、社協だけでなく、ボランティア団体の方や地域の方々が一緒になって取り組んでいる実態がある。この計画において、事前の状況確認資料の内容が反映するのであれば、少しは実態についても触れてほしい。

しかし、先ほどお答えのあったように、この計画は大きな方針であるから、5ページの福祉教育の推進の中に含まれるのであろうと思っている。

会長： 表現に広がりがあった方がいいという意見であった。他に質疑等ないか。

(質疑等なし)

会長： 質疑等なければ、第5章の説明を事務局にお願いします。

②基本計画第5章「児童福祉の推進」について

事務局： (健康課から説明)

会長： 質疑、意見等あれば、発言してほしい。児童福祉のところでは、特に児童虐待問題への取り組みが示されているが、これで十分かどうかも検討してほしい。

委員： 日の里西保育園のニュースでもあったように、児童への虐待について、市民の間でも話題になっている。市の方で体制を整備し、虐待がなくなっていくことを市民は望んでいる。あの事件に関しては、市の方ではどう考えているのか。

会長： 事件については、前回、事務局から経過報告があった。そして、今後の取り組みについて説明があったが、前回欠席の委員もいるので、もう一度簡潔に事務局からの説明をお願いします。

事務局： 当事件については、被疑者は再逮捕となっている状況であり、市の対応としては特別監査を実施している段階である。県及び子ども育成課は施設監査、健康課は法人監査を実施しているところである。

会長： 他に質疑等ないか。

委員： 虐待の事件に関連して、虐待された子どもへの支援は行っていると思うが、虐待をする親への支援や教育などの施策はあるのか。

事務局： 本計画上には前述の施策の記載はないが、実態としては、子ども家庭相談室において、子どもも含めて保護者の方と面談を行い、アドバイス等を行っている。ハイリスクなケースについては、児童相談所から保護者に指導を行っている。

事務局： 5ページの市の取り組み方針において、「子育ての悩みや不安を安心して相談できる環境づくりの推進」のところで、施策として「妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援の推進」や、「妊娠・出産、子育てに関する様々な心配ごとに関する総合相談支援の推進」とある。このことについて、宗像市では平成30年度から子ども相談支援センターを設置し、児童への療育、虐待に対する支援と併せて保護者への支援もしている。虐待が起こった家庭においては、児童相談所が一時保護等の中心的な支援をしている。しかし、保護解除後や18歳に至るまでは、子どもへの支援と併せて保護者への支援は、子ども相談支援センターにおいて継続的にしている。

児童相談所では、ペアレントトレーニングやアンガーマネジメントなどを、短期間で行っている。それが再発防止に繋がることもあれば、繋がらないこともあるので、子ども相談支援センターの相談員の方で、継続的に保護者への家庭訪問や電話、メールでの対応を行っている。

委員： 子ども相談支援センターや児童相談所で支援をしているのは理解しているつもりだが、例えば、虐待している側が虐待していることに気づいていないケースがある。深刻なケースの場合は、子ども相談支援センターや児童相談所が支援していると思うが、周りは虐待だと思っていても本人が気づいていないケースがある。そういう場合の対応が気になる。

事務局： 国の方の取り組みとして「189（いちはやく）」という通告がある。それに伴い宗像児童相談所と子ども相談支援センターでは、通告後48時間以内に対応している。対応については、家庭訪問や電話等を行い、必ず現認する。訪問した家庭については、おっしゃるとおり虐待という意識がない。しつけという家庭がほとんどである。その都度、叩くことは体罰であり、虐待であるということを保護者や家庭の人に伝えている。

会長： 児童虐待に関しては、すぐそこに県の児童相談所があるので、この計画においても市と県の児童相談所の連携についての記述があった方がいいと思う。他に質疑等ないか。

委員： 13ページにスクールソーシャルワーカーの配置について記載があるが、この人たちの立場はどのような状況であるか。例えば、常勤か非常勤か。

事務局： 任期付きの常勤職員が2人、子ども支援課に在籍している。

委員： 学校の中で、チーム学校という取り組みで、虐待やいじめ、特別支援の子どもたちなどの様々なニーズを持つ子どもたちに対してチームで対応することが大事であると強調されてきている。そういったことに対応する専門家として、スクールソーシャルワーカーが注目されてきており、配置が進んできている。しかし、現場の人たちの声としては、立場が不安定であったり、雇用の任期が決められていたり、一人で複数の学校を掛け持ちしていたりするにも関わらず、相談数は増え、相談内容は深刻化し、継続的に関わるのが難しいといった声がある。宗像市において、児童福祉の推進をしていく上で、スクールソーシャルワーカーの雇用の待遇についても、今後検討してほしい。

会長： ご意見、ご要望ということで、事務局は受け止めていただきたい。

③基本計画第6章「自立生活支援の推進」について

事務局：（健康課から説明）

会長： 質疑、意見等あれば、発言してほしい。

委員： 第8期介護保険事業計画策定の過程でお願いしようと思っていることだが、住宅に困窮する低所得者の人たちに対する市営住宅の供給に関連する要望がある。入居要件があり、全ての人に合致する訳ではないが、措置施設である養護老人ホームが今は満床ではないと思うので、養護老人ホームの活用について検討してほしい。

事務局： 委員のおっしゃるとおり、養護老人ホームについては、定員割れをしているので、次期の第8期介護保険事業計画において検討していきたい。

会長： 今年の5月に厚生労働省が県を通じて市町村に対し、全国的に7割ほどの利用率となっている養護老人ホームの活用について通知をしているかと思う。一つの考え方、対応策として、委員が言われたことについて検討してほしい。住宅に困窮している高齢者については、シェルターとしての役割も果たしていけるのではないかと思う。

委員： 5－（1）の資料2ページにおいて、被保護世帯の世帯類型別の割合とあり、高齢者世帯、母子世帯、障がい者世帯、傷病者世帯とあるが、例えば、母子家庭で子どもが障がい者の場合は、どこに分類されるのか。

事務局： 母子家庭の場合は、子どもが障がい者の場合でも、母子世帯となる。

委員： 世帯主が障がい者であれば、障がい者世帯となるのか。

事務局： そうである。障がいによって働けない場合、あるいは障がい者の加算がつくような場合は障がい者世帯となる。

委員： 4ページに市営住宅募集件数及び入居件数とあるが、これは募集に対して応募が少ないという意味か。

事務局： 募集については、毎年1月、4月、7月、10月と4回行っており、延べの募集件数に対して、実際の入居件数になっている。募集をしても入居されなかった場合は、また次回募集を行う。

委員： この状態は、部屋が余っている状態なのか。

事務局： 例えば、10部屋空きがあり、5部屋埋まり、次の募集の際に空きが7部屋になり、3部屋埋まる、といったように空き部屋は少なくなっている。

委員： つまり、この件数だけでは足りているかどうかはわからないということか。

事務局： 実際のところ、320部屋程管理しているが、10部屋弱は空いている。

会長： 募集をかけても、申請者の希望もあり、場所によっては応募数が多かったり、少なかったりするケースがあるかと思う。

事務局： そうである。赤間駅付近の市営住宅では、1件の募集に対して5、6件の応募がある。場所によっては、5件の募集に対して1件の応募しかない場合もある。

会長： 他に質疑等ないか。

委員： 計画書5ページのところで、自立支援プランに基づく生活困窮者に対する包括的な支援の推進とあり、3つ取り組みがある。社協が行っている生活福祉資金貸付事業は、当面の資金に困窮される方に非常に役に立っている。確認だが、生活福

社資金貸付事業は、この計画における家計再建の支援の範疇に入るということでよろしいか。

会 長： 委員の意見としては、この計画で触れた方がいいのではないかと、ということか。

委 員： 施策に自立支援プランに基づく、とあるので、この範疇であることが確認できればよい。もし範疇外であるならば、有効的な取り組みであるので、この計画の中で触れていただきたい。

事務局： 生活福祉資金貸付については、相談の際に案内し、このプランの中に包含しているということで、ご理解いただきたい。

会 長： 文言を入れてもいいかもしれない。

事務局： 検討させていただきたい。

会 長： 全体的なご意見やご指摘等あれば、願います。

(質疑等なし)

会 長： 今回の計画について、本審議会でご審議いただいたということで、進めていただきたい。

6 その他

会 長： 今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

事務局： 本日、第4章から第6章までの課題と取り組み方針についてご審議いただき、本日いただいたご意見、ご提言を元に加筆、修正等行っていく。前回第1章から第3章、今回第4章から第6章ということで、第4次保健福祉計画の基本計画案について審議を終えたこととなる。非常にタイトなスケジュールで、委員のみなさまにはご負担をおかけし、お詫び申し上げますとともにお礼申し上げます。最終案を事務局で取りまとめを行い、当初のスケジュール通り進めば、12月中に答申を行う。ただし、ご審議いただいたのは、基本計画の部分だけなので、計画書全体として、以前お配りした計画の概要や計画の位置づけなどの資料がつくことになる。この部分については、事務局で作り込みを行い、計画全体の最終案を作成したいと思っている。計画の概要などの部分については、事務局に一任させていただきたいと思っている。出来上がりは、委員のみなさまにお目通ししていただきたいと思っている。

会 長： おおよそいつくらいになるか。

事務局： 12月中旬あたりまでには、全体としての最終案のとりまとめができればと思っている。

会 長： よろしいか。

(異議なし)

事務局： 答申後、庁議に諮り、パブリックコメントを行う。スケジュール通り進めば、1月から1か月間パブリックコメントを行い、市民の方から意見を頂戴し、反映させるべき意見を反映し、第4次保健福祉計画を策定することとなる。

会 長： 以上でよろしければ、最後、事務局へお返しする。

事務局： (健康福祉部長より閉会の挨拶)

【閉会】 (20:30)

令和元年12月26日

署名 梶田 克明 _____

署名 坂梨 千尋 _____